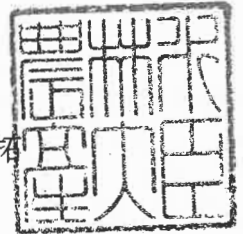




元 生 産 第 904 号  
令 和 元 年 10 月 1 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 江藤 拓



果樹農業の振興を図るための基本方針について(諮問)

果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条第1項に基づき果樹農業の振興を図るための基本方針を定めるに当たり、留意すべき事項について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。